令和8年9月分

令和8年10月30日発行

ハローワークちば

賃金情報

☆　**職種別求人・求職・賃金バランスシート**

☆　**産業別求人賃金一覧表**

9 月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆　**中途採用時賃金**

令和 8 年 7 月～令和 8 年 9 月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　**新規学校卒業者初任給情報**

令和 8 年 3 月～令和 8 年 5 月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　**最低賃金一覧表**

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の一覧表です。

☆　**地域別最低賃金改定状況（全国）**

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉公共職業安定所　〒２６１－０００１　千葉市美浜区幸町１－１－３
TEL　０４３－２４２－１１８１
FAX　０４３－２４２－１１６２

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉

2026年09月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職　種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
9,520	**7,455**	**1.28**	**314,430**	**243,107**	**258,683**	**職　業　計**	**6,617**	**4,469**	**1.48**	**1,460**	**1,369**	**1,285**
20	**56**	**0.36**	**351,875**	**299,713**	**430,000**	**A管理的職業従事者**	**0**	**8**	**－**	**0**	**0**	**1,140**
0	1	－	0	0	0	01管理的公務員	0	1	－	0	0	0
0	6	－	0	0	0	02法人・団体役員	0	2	－	0	0	0
18	38	0.47	392,500	322,950	532,500	03法人・団体管理職員	0	3	－	0	0	1,140
2	11	0.18	230,000	230,000	225,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	－	0	0	0
2,754	**1,227**	**2.24**	**362,684**	**259,937**	**275,856**	**B専門的・技術的職業従事者**	**910**	**514**	**1.77**	**1,773**	**1,611**	**1,622**
2	21	0.10	0	0	300,000	05研究者	0	4	－	0	0	1,200
4	0	－	0	0	0	06農林水産技術者	0	0	－	0	0	0
39	30	1.30	448,094	251,184	300,000	07製造技術者（開発）	0	6	－	0	0	1,200
38	66	0.58	328,371	249,674	248,182	08製造技術者（開発を除く）	6	16	0.38	3,397	3,387	1,600
438	70	6.26	468,204	297,190	342,857	09建築・土木・測量技術者	12	15	0.80	1,967	1,467	1,400
515	294	1.75	423,913	242,212	302,222	10情報処理・通信技術者	3	36	0.08	0	0	1,350
20	11	1.82	298,884	216,066	0	11その他の技術者	1	5	0.20	0	0	0
22	15	1.47	344,947	293,358	257,500	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	9	30	0.30	0	0	3,285
358	124	2.89	340,158	290,573	303,000	13保健師，助産師，看護師	383	106	3.61	2,011	1,821	1,608
138	50	2.76	340,732	255,922	272,500	14医療技術者	125	23	5.43	1,807	1,666	1,533
73	44	1.66	310,351	226,047	250,000	15その他の保健医療従事者	40	20	2.00	1,554	1,404	0
614	172	3.57	304,092	251,729	247,143	16社会福祉専門職業従事者	279	116	2.41	1,489	1,364	1,311
4	4	1.00	0	0	400,000	17法務従事者	0	3	－	0	0	1,240
4	23	0.17	0	0	233,333	18経営・金融・保険専門職業従事者	2	7	0.29	2,000	1,400	0
432	29	14.90	294,283	236,967	216,667	19教員	22	28	0.79	1,750	1,367	1,258
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
1	22	0.05	0	0	254,000	21著述家，記者，編集者	0	5	－	0	0	1,200
4	121	0.03	322,620	241,430	234,286	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	14	41	0.34	1,270	1,184	1,200
1	4	0.25	0	0	250,000	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
47	127	0.37	337,269	286,843	281,304	24その他の専門的職業従事者	14	53	0.26	1,111	1,111	1,234
736	**2,634**	**0.28**	**266,962**	**221,416**	**244,825**	**C事務従事者**	**667**	**1,470**	**0.45**	**1,343**	**1,271**	**1,240**
468	2,161	0.22	259,153	220,150	237,574	25一般事務従事者	454	1,240	0.37	1,348	1,273	1,238
118	198	0.60	272,266	208,500	260,000	26会計事務従事者	118	75	1.57	1,319	1,247	1,204
34	56	0.61	317,152	242,350	330,000	27生産関連事務従事者	29	16	1.81	1,249	1,183	1,333
84	142	0.59	286,348	242,677	297,200	28営業・販売事務従事者	30	53	0.57	1,377	1,338	1,309
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	14	2	7.00	1,150	1,080	0
14	25	0.56	285,095	238,885	242,500	30運輸・郵便事務従事者	0	5	－	0	0	1,200
18	52	0.35	0	0	260,000	31事務用機器操作の職業	22	79	0.28	1,200	1,200	1,203
488	**469**	**1.04**	**325,463**	**236,673**	**279,180**	**D販売従事者**	**647**	**228**	**2.84**	**1,497**	**1,455**	**1,215**
139	183	0.76	353,672	246,119	246,800	32商品販売従事者	623	188	3.31	1,497	1,456	1,211
6	8	0.75	0	0	0	33販売類似職業従事者	0	8	－	0	0	1,078
343	278	1.23	315,813	233,442	301,667	34営業職業従事者	24	32	0.75	1,500	1,200	1,325
1,230	**534**	**2.30**	**279,513**	**235,663**	**236,479**	**Eサービス職業従事者**	**1,829**	**463**	**3.95**	**1,400**	**1,288**	**1,262**
3	2	1.50	354,842	236,900	110,000	35家庭生活支援サービス職業従事者	14	4	3.50	1,882	1,807	1,200
688	137	5.02	270,685	238,129	243,889	36介護サービス職業従事者	944	117	8.07	1,451	1,325	1,344
82	38	2.16	222,106	213,023	225,000	37保健医療サービス職業従事者	87	23	3.78	1,413	1,304	1,200
59	36	1.64	383,857	257,100	238,333	38生活衛生サービス職業従事者	61	28	2.18	1,427	1,312	1,467
282	112	2.52	266,778	221,878	246,842	39飲食物調理従事者	409	109	3.75	1,312	1,221	1,215
61	118	0.52	315,480	255,913	250,000	40接客・給仕職業従事者	134	86	1.56	1,300	1,194	1,230
12	43	0.28	298,251	235,751	225,000	41居住施設・ビル等管理人	25	42	0.60	1,210	1,210	1,213
43	48	0.90	288,043	241,714	215,000	42その他のサービス職業従事者	155	54	2.87	1,394	1,241	1,211
1,143	**64**	**17.86**	**270,833**	**240,373**	**227,500**	**F保安職業従事者**	**877**	**53**	**16.55**	**1,571**	**1,438**	**1,181**
0	0	－	0	0	0	43自衛官	0	0	－	0	0	0
257	0	－	300,000	260,000	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
886	64	13.84	270,615	240,227	227,500	45その他の保安職業従事者	877	53	16.55	1,571	1,438	1,181
15	**47**	**0.32**	**293,500**	**268,500**	**235,714**	**G農林漁業従事者**	**44**	**22**	**2.00**	**1,186**	**1,186**	**1,136**
14	45	0.31	293,500	268,500	235,714	46農業従事者	43	21	2.05	1,186	1,186	1,136
1	2	0.50	0	0	0	47林業従事者	1	1	1.00	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
657	**356**	**1.85**	**311,804**	**225,255**	**255,455**	**H生産工程従事者**	**116**	**101**	**1.15**	**1,366**	**1,251**	**1,295**
15	14	1.07	306,667	240,000	220,000	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	1	－	0	0	0
16	10	1.60	287,096	245,333	250,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	3	2	1.50	1,200	1,200	0
22	12	1.83	0	0	300,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	0	－	0	0	0
105	47	2.23	305,282	226,474	280,000	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	2	7	0.29	1,300	1,230	1,200
127	72	1.76	294,534	224,740	244,545	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	50	52	0.96	1,346	1,195	1,260
92	36	2.56	357,302	216,252	250,000	54機械組立従事者	8	5	1.60	1,198	1,188	0
215	81	2.65	313,786	223,522	258,889	55機械整備・修理従事者	43	10	4.30	1,575	1,300	1,700
9	3	3.00	350,000	300,000	0	56製品検査従事者（金属製品）	1	2	0.50	0	0	1,150
12	2	6.00	227,627	227,627	0	57製品検査従事者（金属製品を除く）	1	6	0.17	0	0	0
6	5	1.20	0	0	200,000	58機械検査従事者	1	1	1.00	0	0	0
38	74	0.51	306,700	228,929	251,667	59生産関連・生産類似作業従事者	7	15	0.47	1,367	1,367	1,350
732	**324**	**2.26**	**301,770**	**257,347**	**277,077**	**I輸送・機械運転従事者**	**293**	**83**	**3.53**	**1,337**	**1,289**	**1,334**
0	0	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
615	207	2.97	307,998	262,047	288,000	61自動車運転従事者	273	54	5.06	1,341	1,291	1,348
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
45	46	0.98	282,276	249,428	250,909	63その他の輸送従事者	2	7	0.29	1,200	1,200	0
72	71	1.01	266,600	218,913	266,429	64定置・建設機械運転従事者	18	22	0.82	1,315	1,277	1,308
888	**98**	**9.06**	**388,060**	**252,949**	**294,737**	**J建設・採掘従事者**	**48**	**19**	**2.53**	**2,839**	**1,464**	**1,200**
189	14	13.50	406,517	271,975	245,000	65建設躯体工事従事者	0	1	－	0	0	0
199	36	5.53	372,910	254,865	296,250	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	3	7	0.43	0	0	0
161	25	6.44	396,039	241,759	375,000	67電気工事従事者	1	6	0.17	2,500	1,800	0
339	22	15.41	388,149	253,624	250,000	68土木作業従事者	44	4	11.00	2,952	1,352	1,200
0	1	－	0	0	0	69採掘従事者	0	1	－	0	0	0
857	**590**	**1.45**	**275,128**	**233,564**	**245,357**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**1,186**	**744**	**1.59**	**1,274**	**1,252**	**1,182**
605	251	2.41	291,511	242,599	276,136	70運搬従事者	495	134	3.69	1,304	1,256	1,203
150	86	1.74	249,971	220,316	203,636	71清掃従事者	447	243	1.84	1,263	1,255	1,152
17	10	1.70	245,920	245,920	260,000	72包装従事者	11	26	0.42	0	0	1,200
85	243	0.35	290,076	238,583	211,111	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	233	341	0.68	1,303	1,234	1,196

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。

✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス （令和8年9月分）

ハローワーク千葉

グラフ 1 常 用

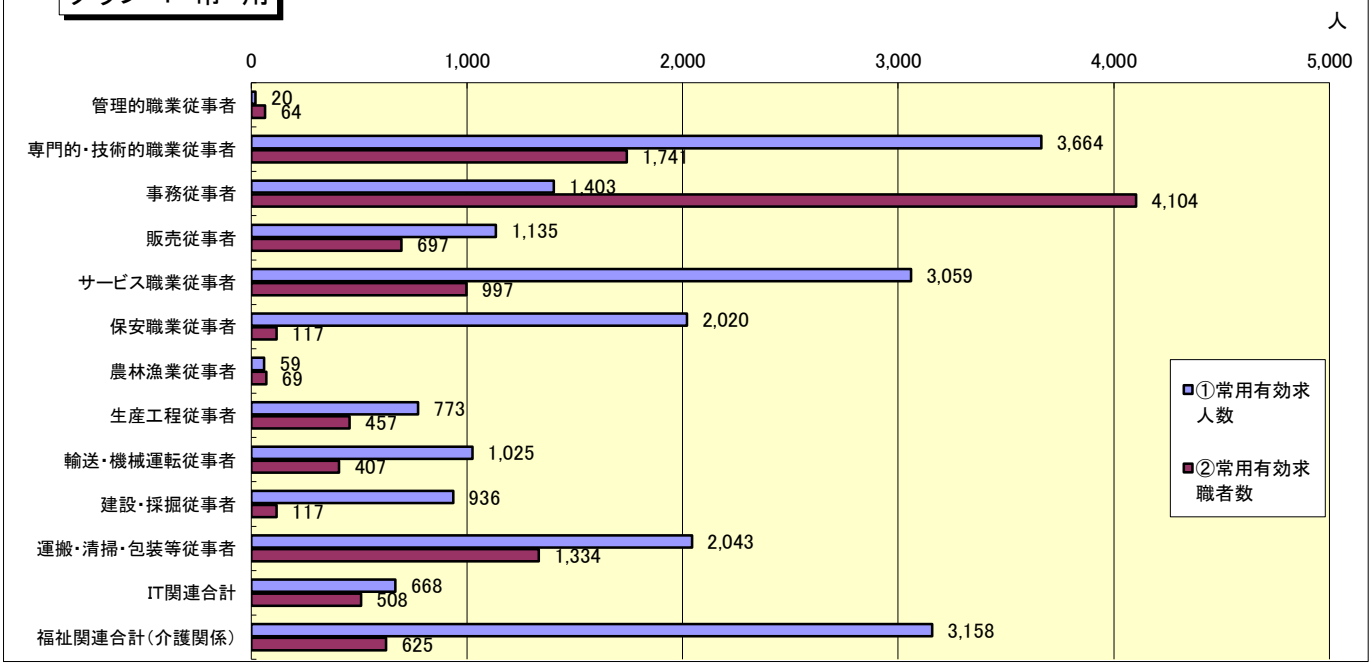
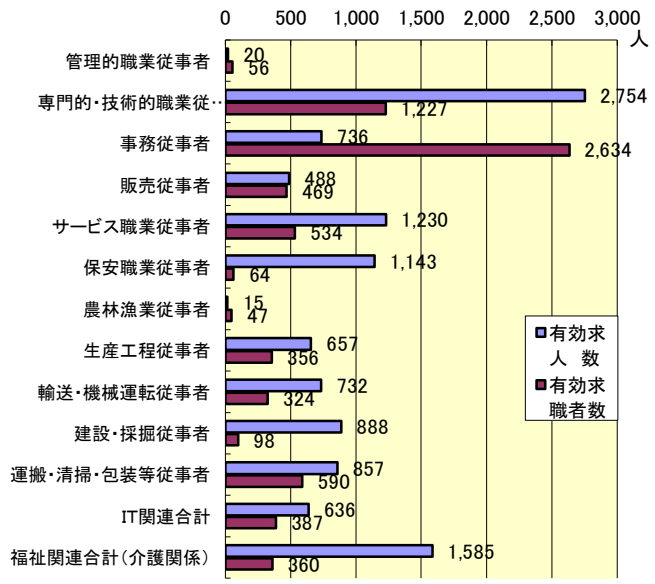


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（常用）

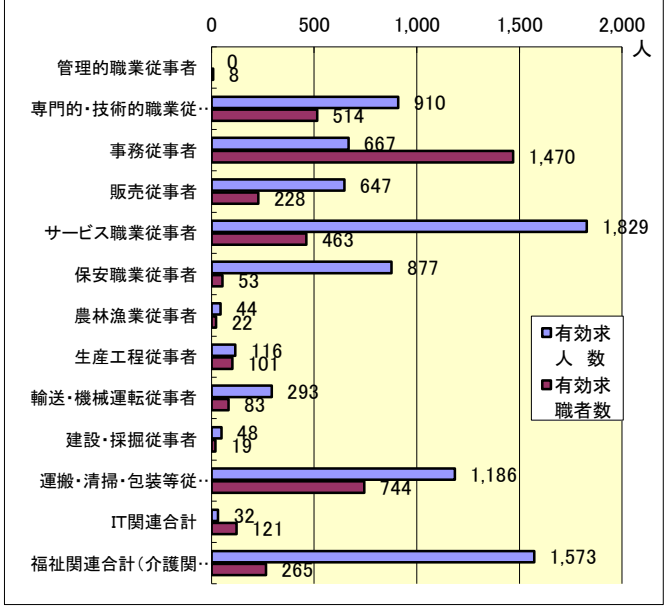
	①常用有効求人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	16,137	10,104	1.60	9,520	6,399	1.49	6,617	3,705	1.79
管理的職業従事者	20	64	0.31	20	56	0.36	0	8	0.00
専門的・技術的職業従事者	3,664	1,741	2.10	2,754	1,227	2.24	910	514	1.77
事務従事者	1,403	4,104	0.34	736	2,634	0.28	667	1,470	0.45
販売従事者	1,135	697	1.63	488	469	1.04	647	228	2.84
サービス職業従事者	3,059	997	3.07	1,230	534	2.30	1,829	463	3.95
保安職業従事者	2,020	117	17.26	1,143	64	17.86	877	53	16.55
農林漁業従事者	59	69	0.86	15	47	0.32	44	22	2.00
生産工程従事者	773	457	1.69	657	356	1.85	116	101	1.15
輸送・機械運転従事者	1,025	407	2.52	732	324	2.26	293	83	3.53
建設・採掘従事者	936	117	8.00	888	98	9.06	48	19	2.53
運搬・清掃・包装等従事者	2,043	1,334	1.53	857	590	1.45	1,186	744	1.59
IT関連合計	668	508	1.31	636	387	1.64	32	121	0.26
福祉関連合計（介護関係）	3,158	625	5.05	1,585	360	4.40	1,573	265	5.94

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産 業 別 求 人 賃 金 一 覧 表

令和8年9月分

ハローワーク千葉

産業別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	337,000	1,360
総合工事業	348,000	1,280
E 製造業	282,000	1,290
食料品製造業	269,000	1,300
繊維工業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	－	－
印刷・同関連業	271,000	1,210
化学工業	244,000	－
プラスチック製品製造業	302,000	1,310
金属製品製造業	274,000	1,500
生産用機械器具製造業	378,000	－
電気機械器具製造業	272,000	1,240
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	235,000	－
輸送用機械器具製造業	315,000	1,300
（自動車・同附属品製造業）	298,000	1,300
（精密機械器具等）	328,000	1,270
その他の製造業	283,000	1,200
G 情報通信業	320,000	1,300
H 運輸業，郵便業	283,000	1,480
I 卸売業，小売業	270,000	1,450
卸売業	260,000	1,390
小売業	283,000	1,460
J 金融業，保険業	268,000	1,310
K 不動産業，物品賃貸業	257,000	1,400
M 宿泊業，飲食サービス業	251,000	1,290
宿泊業	289,000	1,330
飲食店	271,000	1,240
O 教育，学習支援業	263,000	1,270
P 医療，福祉	267,000	1,450
医療業	279,000	1,560
社会保険・社会福祉・介護事業	265,000	1,430
Q 複合サービス事業	255,000	4,450
R サービス業（他に分類されないもの）	258,000	1,370

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中 途 採 用 時 賃 金 月 額

【 令和8年7月～令和8年9月 】

千葉労働局

（単位：千円）

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数（単位：人）
産業別	農業、林業、漁業	233	197	208	231	233	248	246	252	261	232	249	204	291
	鉱業、採石業、砂利採取業	317	0	230	0	0	0	0	0	388	391	338	218	13
	建設業	278	223	241	268	279	295	299	306	320	312	286	262	3,487
	製造業	273	212	232	249	268	280	282	299	316	320	311	259	2,284
	電気・ガス・熱供給・水道業	561	0	365	322	388	358	810	603	755	710	633	400	48
	情報通信業	305	199	258	287	307	310	319	331	385	322	281	320	218
	運輸業、郵便業	276	233	245	269	281	283	283	289	297	276	270	244	2,741
	卸売業、小売業	264	208	224	247	266	277	284	290	279	297	272	254	3,067
	金融業、保険業	263	0	236	244	253	252	295	273	253	308	434	200	268
	不動産業、物品賃貸業	273	208	240	264	267	276	263	266	315	304	282	268	462
	学術研究、専門・技術サービス業	297	242	240	264	269	340	334	328	328	338	322	262	658
	宿泊業、飲食サービス業	257	220	232	254	270	262	266	261	279	270	252	224	916
	生活関連サービス業、娯楽業	267	198	239	272	273	278	268	287	281	289	285	190	757
	教育、学習支援業	276	205	256	262	266	277	297	279	322	299	243	236	284
	医療、福祉	270	211	240	275	289	278	279	271	276	265	258	235	5,470
	複合サービス事業	245	0	214	236	265	289	277	247	251	213	0	199	57
	サービス業（他に分類されないもの）	250	207	232	247	260	260	275	266	284	257	244	197	2,314
	公務（他に分類されるものを除く）・その他	314	0	309	277	355	290	356	318	324	223	489	194	60
職業別	専門的・技術的職業	298	211	249	290	305	312	309	310	319	299	315	284	4,590
	管理的職業	346	218	260	268	287	334	415	408	401	439	353	280	447
	事務的職業	279	203	234	259	279	281	287	291	310	311	303	290	3,128
	販売の職業	256	209	227	246	259	258	281	277	269	291	258	216	1,582
	サービスの職業	250	214	230	248	258	259	263	259	263	253	244	205	5,989
	保安の職業	229	221	245	255	239	248	265	213	243	238	226	186	304
	農林漁業の職業	232	204	209	235	238	248	243	252	271	229	219	208	280
	運輸・通信の職業	274	228	249	267	275	287	276	291	292	281	265	229	2,680
	生産工程・労務の職業	263	219	234	254	267	277	279	284	300	288	268	243	4,395
規模別	4人以下	266	216	237	262	271	266	276	271	288	281	263	244	2,889
	5～ 29人	266	222	237	257	266	272	280	285	287	279	276	233	7,783
	30～ 99人	271	214	237	257	269	285	280	287	295	293	275	228	5,393
	100～299人	273	211	231	257	278	287	295	294	300	300	293	235	3,555
	300～499人	282	221	243	276	295	303	291	300	287	296	254	264	1,023
	500～999人	284	222	250	281	295	293	296	300	295	280	254	334	1,166
	1,000人以上	272	209	222	276	300	305	296	281	326	243	231	203	1,586

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和8年3月卒業者]

千葉労働局

月額(単位:千円)

産業・職業・規模別 ＼ 学歴別		中学	高校	短大	大学
合計		184	222	236	260
産業別	農業、林業、漁業	－	224	＊ 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	212	＊ 255	＊ 252
	建設業	＊ 180	237	236	272
	製造業	＊ 175	223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	238	＊ 270	284
	情報通信業	－	＊ 224	227	250
	運輸業、郵便業	－	226	235	256
	卸売業、小売業	－	215	223	248
	金融業、保険業	－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業	－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	＊ 206	218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業	－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業	－	220	238	246
	教育、学習支援業	－	216	247	265
	医療、福祉	＊ 200	213	244	264
	複合サービス事業	－	207	＊ 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	＊ 180	226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他	－	＊ 226	＊ 233	＊ 253
職業別	専門的・技術的職業	＊ 193	222	243	265
	管理的職業	－	＊ 218	＊ 241	291
	事務的職業	＊ 206	221	226	262
	販売の職業	－	217	224	252
	サービスの職業	＊ 185	216	236	250
	保安の職業	－	238	＊ 253	245
	農林漁業の職業	－	223	＊ 228	230
	運輸・通信の職業	＊ 180	226	233	253
	生産工程・労務の職業	＊ 175	226	239	259
規模別	29人以下	＊ 183	222	237	251
	30人～99人	＊ 190	220	241	256
	100人～299人	－	221	238	256
	300人以上	－	224	232	262
対象人員		10	2,418	1,777	5,855

(注) 賃金欄の「＊」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県の最低賃金一覧表　マストで守ろう！最低賃金。



最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,195	令和 8.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。
特定最低賃金 調味料製造業（味そ製造業を除く。）	1,195	令和 8.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （1）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ＊鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和 8 年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,195	令和 8.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,195 ※注②	令和 8.10.1	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （1）から（3）は上記に同じ （4）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務 ＊電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和 8 年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,195	令和 8.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
各種商品小売業 ※注③	1,195	令和 8.10.1	*各種商品小売業(848 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
自動車（新車）小売業	1,195	令和 8.10.1	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金（令和 7 年 12 月 25 日効力発生の 1,169 円）が適用されていますが、令和 8 年 10 月 1 日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和 8 年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省最低賃金特設サイト　千葉労働局　労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（　）内は、令和7年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額（円）		引上げ額（円）	発効年月日
北海道	1,131	（1,075）	56	令和8年 10月1日
青　森	1,090	（1,029）	61	令和8年 10月29日
岩　手	1,090	（1.031）	59	令和8年 12月1日
宮　城	1,098	（1,038）	60	令和8年 10月1日
秋　田	1,090	（1,031）	59	令和8年 10月14日
山　形	1,092	（1,032）	60	令和8年 10月30日
福　島	1,094	（1,033）	61	令和8年 10月16日
茨　城	1,136	（1,074）	62	令和8年 10月18日
栃　木	1,125	（1,068）	57	令和8年 10月1日
群　馬	1,120	（1,063）	57	令和8年 10月3日
埼　玉	1,196	（1,141）	55	令和8年 10月1日
千　葉	1,195	（1,140）	55	令和8年 10月1日
東　京	1,280	（1,226）	54	令和8年 10月1日
神奈川	1,279	（1,225）	54	令和8年 10月1日
新　潟	1,108	（1,050）	58	令和8年 10月1日
富　山	1,119	（1,062）	57	令和8年 10月1日
石　川	1,113	（1,054）	59	令和8年 10月3日
福　井	1,112	（1,053）	59	令和8年 10月4日
山　梨	1,113	（1,052）	61	令和8年 11月1日
長　野	1,117	（1,061）	56	令和8年 10月2日
岐　阜	1,121	（1,065）	56	令和8年 10月1日
静　岡	1,154	（1,097）	57	令和8年 10月15日
愛　知	1,195	（1,140）	55	令和8年 10月1日
三　重	1,143	（1,087）	56	令和8年 10月1日

都道府県名	最低賃金額（円）		引上げ額（円）	発効年月日
滋　賀	1,136	（1,080）	56	令和8年 10月3日
京　都	1,180	（1,122）	58	令和8年 11月16日
大　阪	1,231	（1,177）	54	令和8年 10月1日
兵　庫	1,172	（1,116）	56	令和8年 10月1日
奈　良	1,107	（1,051）	56	令和8年 10月4日
和歌山	1,101	（1,045）	56	令和8年 10月3日
鳥　取	1,090	（1,030）	60	令和8年 10月3日
島　根	1,092	（1,033）	59	令和8年 10月10日
岡　山	1,104	（1,047）	57	令和8年 10月2日
広　島	1,141	（1,085）	56	令和8年 10月11日
山　口	1,101	（1,043）	58	令和8年 10月8日
徳　島	1,103	（1,046）	57	令和8年 11月1日
香　川	1,092	（1,036）	56	令和8年 10月1日
愛　媛	1,093	（1,033）	60	令和8年 11月1日
高　知	1,086	（1,023）	63	令和8年 10月29日
福　岡	1,114	（1,057）	57	令和8年 10月4日
佐　賀	1,095	（1,030）	65	令和8年 11月15日
長　崎	1,087	（1,031）	56	令和8年 11月2日
熊　本	1,092	（1,034）	58	令和8年 12月1日
大　分	1,096	（1,035）	61	令和8年 11月1日
宮　崎	1,085	（1,023）	62	令和8年 10月24日
鹿児島	1,090	（1,026）	64	令和8年 10月25日
沖　縄	1,086	（1,023）	63	令和8年 12月2日
全国加重平均額	1,177	（1,121）	56	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金制度　検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げ特設ページ　検索

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）